ふれあい子育て サポートセンター・宙 ご 案 内

社会福祉法人 厚生館福祉会 ふれあい子育てサポートセンター・常

ふれあい子育てサポートセンターとは・・

育児の援助を受けたい者(利用会員)と、育児の援助を行いたい者(子育てヘルパー会員)との相互援助活動を支援する組織です。相互援助活動を支援することにより、安心して子育てが出来る環境づくりに資することを目的としています。

1. 会員

【利用会員】

川崎市に在住し、生後4か月から小学校6年生までの同居している子どもを養育している方 【子育てヘルパー会員】

川崎市に在住し、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる20歳以上の方で、子育でサポートセンターが実施する登録時研修と年1回の救急法研修を受講していただける方

※ 必要に応じて、子育てヘルパー会員・利用会員の両方に登録することができます。

2. 援助活動の内容 ※ 注意事項を必ずご確認ください。

- (1)保育所、幼稚園、学校等の開始時まで、あるいは終了後、お子さんを預かること。
- (2)保育所、幼稚園、学校等までの送迎を行うこと。
- (3)保護者の通院や外出の際に、一時的にお子さんを預かること。
- (4)保護者が出産や病気の際、お子さんを預かること。
- 注1) お子さんは、原則として子育てヘルパー会員の自宅で預かります。
- 注2)子育てヘルパー会員は、兄弟ケースを除き同じ時間帯に複数の利用会員のお子さんを預かる ことはできません。
- 注3) 宿泊を伴う援助活動や、活動中にお子さんを入浴させることはできません。
- 注4) お子さんが病気療養中にある時は、お預かりはできません。また投薬などの医療行為もできません。(お預かり中の急な発熱の場合 37.5℃以上でご連絡しますので、直ちに引き取りに来てください。)
- 注5) お子さんの急な発熱やケガなどによる保育所、幼稚園、学校等へのお迎えはできません。
- 注 6) 援助活動中の緊急時を除いて、お子さんを病院へ連れて行くことはできません。
- 注7)子育てヘルパー会員は、自分の空いた時間を使って活動するため、希望する援助日全ての活動はできません。
- 注8)子育てヘルパー会員の都合により、援助活動ができなくなることがあります。

3. 援助活動の時間

- (1)援助活動は、原則として午前7時から午後9時までの間の必要な時間とします。
- (2)お子さんを預かった時から、利用会員または施設に引き渡すまでが援助時間になります。 ただし子育てヘルパー会員が既定の経路で、利用会員宅または施設から自宅に帰着するまでの 時間を含む場合もあります。

4. 申し込みから援助活動(利用)開始までの手順

①センターから資料「ご案内」の送付

•「ご案内」をお読みいただき、必ずご家族でご相談ください。

1

②援助活動(利用)を依頼する場合は、センターへ電話で申し込み

- 電話で依頼内容をお伝えください。
- 依頼内容によっては、ご紹介できない場合もあります。

1

③依頼に合わせてコーディネートします

- 子育てヘルパー会員の都合ですぐに連絡が取れない場合があります。
- ・お申し込みから利用開始まで通常 1~2 週間かかります。

子育てヘルパー会員がみつからない

・活動できるヘルパー会員がいない場合 はご紹介、ご入会(登録)ができません。

 \downarrow

④顔合わせ(事前打ち合わせ)の調整

- 電話で日時や場所を調整します。顔合わせをしないと利用ができません。
- 顔合わせは 平日 9:30~16:30 の間に行います。
- 土日祝日、時間外の顔合わせはしておりません。
- 日時、場所の決定後「顔合せ確認書」と「入会申込書」を郵送しますのでご確認ください。

 \downarrow

⑤顔合わせ・ならし保育の実施

- 顔合わせで入会手続きをします。「入会申込書」に記入してご持参ください。
- 顔合わせに続けてならし保育をします。ならし保育は報酬が発生します。
- ・施設への送迎を依頼される方は、ならし保育の間に子育てヘルパー会員と施設へ行き、往復の 経路の確認や施設との打ち合わせをお願いします。
- 顔合わせに 30 分、ならし保育(経路の確認、施設との打ち合わせを含む)に 1 時間ほどかかります。

 \downarrow

⑥援助活動(利用)開始

- 援助活動時間に応じて、報酬が発生します。
- •報酬は、援助活動終了時に直接子育てヘルパー会員にお支払いください。

5. 入会について

- (1)利用会員は、1年分の会費 1,200 円を納入してください。既納の会費は返還しません。
- (2)会員登録の有効期限は 1 年間です。更新を希望される方は、センターからお知らせが届きますのでご覧ください。

6. 報酬について

子育てヘルパー会員に支払う報酬額の基準は次の通りとします。

区分	報酬額	
月曜日から金曜日までの	1 時間当たり 700円	
午前8時から午後6時		
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	- 1 時間当たり 900円	
並びに上記の時間帯以外の時間		

- (1)援助時間が1時間未満のときは1時間とし、それ以降は30分単位で切り上げて精算します。
- (2)援助活動が月曜日から金曜日までの午前8時と午後6時を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とします。
- (3)2人目以降のお子さんについては、半額の報酬です。
- (4)子育てヘルパー会員が食事を提供する場合、以下の費用をお支払いただきます。 未就学児300円、小学生1~3年400円、小学生4~6年500円 おやつ提供の場合は実費で精算しますので、なるべくご持参ください。
- (5)お子さんの送迎等に係る交通費は実費で精算します。
- (6)利用会員がキャンセルした場合、下記のキャンセル料が発生します。
 - ①利用予定日の前日までに申し出たとき・・無料
 - ②利用予定時刻前までに申し出たとき・・利用予定時間の報酬の半額
 - ③利用予定時刻を過ぎて申し出たとき・・利用予定時間の報酬の全額
 - ④連絡をしないで利用しなかったとき・・利用予定時間の報酬の全額
 - ※ キャンセル料は忘れずにお支払いください。

◇兄弟で利用した場合の例

・兄弟2人 平日9時~11時に保育の依頼。
兄のみ当日9時前にキャンセルした場合→キャンセル料 350円(2人目の報酬の半額)
弟は利用したので報酬(700円×2時間=1400円)が発生します。

7. 注意事項

- (1)お互いのプライバシーを守りましょう。
- (2)おむつや遊具等、保育に必要なものは、利用会員が持参してください。
- (3)食事の提供は子育てヘルパー会員が同意した場合のみ可能です。その際には、十分に打ち合わせをしてください。またお子さんに合った食器類(箸やスプーン等を含む)をご持参ください。食事提供のある依頼をキャンセルする場合は、早めに子育てヘルパー会員へ連絡をお願いします。
- ※ アレルギーのあるお子さんの食事提供については、対応できない場合がありますのでセンター へご相談ください。
- (4)約束の時間は守りましょう。遅れる場合は必ず連絡を入れてください。
- (5)登録後「会則」をお渡ししますので、よくお読みください。
- (6)援助活動中に事故が発生した場合は、対処後にセンターへご連絡ください。

8. 補償保険の加入

利用会員のお子さんと子育てヘルパー会員は、事故に備え補償保険に加入しています。相互援助活動中に事故が発生した場合、当事者である会員相互間において解決することとなりますが、保険の手続きについてはセンターが行いますので、ケガや事故が起きた場合は、必ずセンターへご連絡ください。

※ 会員登録をしていない方が利用した場合は、補償の対象となりません。

【依頼子供障害保険】

利用会員のお子さんが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、 子育てヘルパー会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備考
死 亡	300 万円	事故日を含めて 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万~12 万円	事故日を含めて 180 日以内の後遺障害の発生
入院(1日)	3,000円 (1 事故につき 30 日を限度)	事故日を含めて 180 日以内の入院
手 術	3万円または1万5千円	事故日を含めて 180 日以内の所定の手術 1 事故に基づく傷害につき 1 回の手術
通院(1日)	2,000円 (1事故につき 90 日を限度)	事故日を含めて 180 日以内の通院

【提供会員障害保険】

子育てヘルパー会員が、援助活動中や送迎等の往復途上(自宅と施設や利用会員宅までの通常の経路) において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備考
死 亡	500万円	事故日を含めて 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 500 万~20 万円	事故日を含めて 180 日以内の後遺障害の発生
入院(1日)	3,000円 (1事故につき 180日を限度)	事故日を含めて 180 日以内の入院
手 術	3万円または1万5千円	事故日を含めて 180 日以内の所定の手術 1 事故に基づく傷害につき 1 回の手術
通院(1日)	2,000円 (1事故につき 90 日を限度)	事故日を含めて 180 日以内の通院

【賠償責任保険】

子育てヘルパー会員が、援助活動中、監督ミス等や提供した飲食物が原因で、お子さんや第三者の 身体または財物に損害を与えたことについて、法律上の損害賠償責任が生じた場合、負担する損害 を補償するものです。

※ 地震・噴火・洪水・津波・高潮の際は補償対象となりません。

保険金額項目	支 払 限 度 額	内容
施設賠償責任生産物賠償責任	対人・対物合算 1 名 1 事故 2 億円 ※生産物賠償責任は保険期間中	損害賠償金、訴訟費用、争訟費用、損害防 止軽減費用、緊急措置費用、協力費用
初期対応費用	1 事故 1,000 万円	担当者の派遣費用、事故現場の保全費用、 見舞金、見舞い品の購入費用
訴訟対応費用	1 事故 1,000 万円	訴訟になった場合、応訴のために必要と なる内部的費用
受託者賠償責任	1 事故 10 万円 保険期間中 50 万円	利用会員から預かった預かりに必要な日 用品の破損・紛失、盗取・搾取
個人情報漏えい	【賠償責任部分】 1 請求保険期間中 500 万円 【個人情報漏えい対応費用部分】	個人情報の漏えい・恐れに起因して被る 損害の補償 個人情報の漏えい・恐れに起因する事故
	1請求保険期間中50万円	への対応のための必要不可欠な各種費用

◎災害時の対応について

『東海地震予知情報等が発表され川崎市から指示があった場合や震度5強以上の地震が発生した場合には、その時点で現に行っている援助活動以外の新たな援助活動は休止するもの』と、震災対応ガイドラインで定められております。お子さんを預けているときに、地震の発生または警戒宣言が発令された場合は、直ちにお子さんを引き取りに行ってください。地震・津波などの災害が起きた際には利用会員、子育てヘルパー会員の両者間で対応・対処をしていただきます。

災害時に対応できるよう、日頃から避難場所や経路、連絡方法等について、ご家族やヘルパー会員と相談や確認をしておきましょう。

緊急時のセンターからの連絡方法は、メール配信システム「マチコミ」を使用しています。

この活動は、子育て中のご家族を応援するものです。

子育てヘルパー会員の都合がつかない日に備えて、別の手だても考えておくようにしま しょう。地域に根差した活動なので、お互いが日常のバランスを崩さないように気をつ けましょう。

良い関係が築けるようお手伝いしたいと思いますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・お申込み

ふれあい子育でサポートセンター • 宙 (麻生区・多摩区 担当)

T214-0003

川崎市多摩区菅稲田堤1-17-25 社会福祉法人 厚生館福祉会 星の子愛児園内

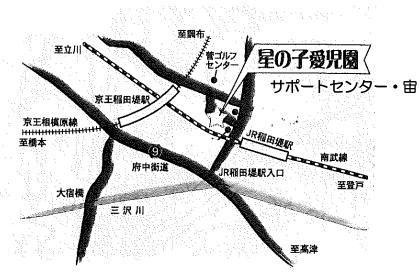
電話 044-944-8866 Fax 044-944-1533

Mail sup1003@hoshinoko.kouseikan-f.org

開設時間 月~金曜日 9:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始は閉室)

アクセス



- ◇ JR 南武線 稲田堤駅より徒歩 1 分
- ◇ 京王相模原線 京王稲田堤駅北口より徒歩1分
- ◇ 駐車場はありません。近辺のコインパーキングをご利用ください。

2021.5 改定